



### 税金が払えないときは

「コロナの影響で売上げが減り納付ができない」「予定納税なども来て困った」との相談がたくさん寄せられています。税金が払えないことは悪いことではありません。早めの相談をしてください。

新型コロナウイルス感染症(以下コロナ)の感染拡大による影響を受け、国税庁は納税が困難な人への対応についての指示文書を出しました。その中で「納税者から分割納付の申し出があった場合は、：原則として納税について誠実な意思を有するものと認めて差し支えない」と記されています。これまで「滞納は悪」として決めつけてきた徴収行政に、大きな変化が生まれています。税金の支払に困ったら、放置しないで分割や猶予相談するようにして下さい。市税なども同様です。下図の滞納処分から身を守る10の対策も参考にして下さい。

また、分納の約束をしたのに納付書が来ないという人もいます。今税務署では、分納などの事務作業が膨大になって納付書の送付が遅れているようです。納付したいのに納付書が来ないという場合は、税務署に催促の連絡をしましょう。

### 今年の税務調査は?

例年は税務調査が行われている時期ですが今はコロナの関係で事務所等に行つての調査が出来ていないようです。しかしその代わりに書面による税務調査が行われているとの情報が入ってきています。

税務署から調査と思われる書面が来たら、安易に回答しないように気をつけて下さい。内容をよく確認して、役員・事務局に連絡・相談して下さい。

### 民商事務所へお越しの方へ

コロナ感染拡大を防ぐため、左記の方は事務所内への立ち入りや相談をお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

●発熱・せき・くしゃみなどの症状がある方

●コロナウイルスに感染者と濃厚接触したと考えられる方

●マスクの着用をしていない方(会費を持ってきていただければ可) 事務所にも来客用のマスクは準備してありますが、数に限りがあるため、出来る限り持参をお願いします。ご理解・ご協力をお願い致します。

税金・保険料の滞納処分から身を守る

# 10の対策

「納税(徴収)の猶予」「換価の猶予」を主張しよう

1 営業と生活を 守るのは当然の権利

日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります

2 書類は捨てず、必ず見る

滞納を「恥ずかしい」と放置すると差し押さえなどが進行します。税務署からの督促状などは放置せず、また、決してあきらめず、民商で仲間に相談しましょう

5 担保に先日付小切手は絶対きらない

国税庁は、先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています(2005年5月17日 衆議院財務金融委員会) キツパリ断りましょう

8 高すぎる 延滞税は免除が当然

延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.3%以下になり全額免除も可能です(国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9)

3 営業と生活の見直しを

営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合しましょう。毎月ムリのない支払いにするなどの交渉の力になります

6 生存権的財産は憲法に基づき保障される

憲法25条は生存権を保障しています。生存権的財産の家や預金の差し押さえは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差し押さえはやめさせましょう

9 差し押さえに関する滞納者の保護規定の主張を

「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています(国税徴収法48条)。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません(国税徴収法基本通達47-17)

4 「権利として」「納税の猶予」の申請を

「納税の猶予」(国税通則法46条)「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差し押さえはできません。差し押さへの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です

7 差し押さえには「換価の猶予」や「差押えの猶予」を

事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます(「換価の猶予」国税徴収法151条、「差押えの猶予」地方税法15条5)

10 どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を

ストップ! 「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう(国税徴収法153条、地方税法15条7)。3年継続すると納税義務は消滅します(国税徴収法153条4、地方税法15条7)。明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます(徴収法153条5、地方税法18条1)

コロナの影響により収入の減少が見込まれ、それぞれの基準に該当する方は、申請により保険料の全部または一部が減免される場合があります。(10割～2割)

- コロナにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- コロナの影響により、主たる生計維持者の事業等の収入の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当する世帯。

**(ア)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること。**

(イ)世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(ウ)減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

## 必要書類

- 国民健康保険料減免申請書、業収入等申告書 市HPよりダウンロード可能
- 令和2年中の収入実績及び今後の見込みが分かる資料(給与明細、売上がわかる帳簿など)の写し
- 保険金や損害賠償などにより補填される金額がある場合は、保険契約書や帳簿などの補填金額がわかる資料 など ※現在の状況との比較のため、昨年(令和元年)分の源泉徴収票や確定申告書の写しなどの提出を求める場合があります。

コロナの影響で売上げが減ったという方は積極的に制度を活用しましょう。必要書類以外にも、相談時に必要なものが増える場合があります。事前に確認をして下さい。

また、申請をする場合は売上げをはじめとした商売の状況を添付する必要があります。大変ではありますが、こまめに記帳を進めていきましょう。また、6月22日付商工新聞も参考にして下さい。

## 商工新聞よく読んで！ まわりに知らせて！！

毎週商工新聞が届いている商工新聞には、コロナで困っている中小零細業者のための様々な制度などがリアルタイムで掲載されています。コロナの影響は自分の努力だけでは対応しきれないものではありません。情報を集めて、あらゆる制度を使い、生活と営業を守っていきましょう。

また、あなたの知り合いの業者にも商工新聞を勧めてください。あなたの一言が苦しんでいる業者を救います。

1部700円(郵送料込み)  
(手配りが可能であれば500円)



## 国民年金保険料の減免申請もじょうじー！

国民年金保険料が払えない場合、免除申請をしましょう。一部でも免除になれば、支給期間や将来もらえる金額にもプラスにもなります。

コロナの影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続きが開始されます。臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

- ①令和2年2月以降に、コロナの影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

## 保険料免除・納付猶予の承認基準(所得の基準)

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

●全額免除 (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

●4分の3免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●4分の1免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

●納付猶予制度 (扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告等でご確認ください。

(注) 地方税法に定める障害者及び寡婦の場合、基準額が変わります。詳しくは、お手続きの際に、お問合せください。